

〈参考〉出席停止日数の数え方について

1.インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで。

- ・発症日の取り扱い: 医師の診断日にかかわらず、発症した日(発熱が始まった日)を基準とする。
- ・日数の取り扱い: 発症した翌日から起算。発症した日(発熱が始まった日)は含まない。

		← 発症後、最低5日間は登校不可 →								
	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目	
1日目に解熱			解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	登校可能			
2日目に解熱				解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
3日目に解熱					解熱後 1日目	解熱後 2日目				
4日目に解熱						解熱後 1日目				解熱後 2日目
5日目に解熱										解熱後 1日目

※ 登校時に登校許可証明書(保護者記入)のご提出をお願いします

2.新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで

※“症状が軽快”とは、解熱剤を使わずに熱が下がり、のどの痛みや咳も良くなってきていること

症状あり: 症状が軽快: 登校可能:

例): 症状が出てから5日目に熱が下がり、のどの痛みや咳も落ち着いてきた場合

発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	登校可能
症状が出てから5日を経過							
				症状が軽快した後1日 を経過			

※ 登校時に登校許可証明書(保護者記入)のご提出をお願いします

※新型コロナウイルス感染症に関する濃厚接触者の特定は行いません。

※発熱・喉の痛み・咳等風邪症状がある場合、体調管理の観点から、無理をして登校せず、自宅で休養するようにしてください。学校で37.5℃以上の発熱がある場合、またはその他の症状があり、学校での活動の継続が難しいと思われた場合には、早退となります。